

第1回 鎌倉市学校整備計画検討協議会 会議録	
日 時	令和4年(2022年)8月29日(月)13時30分から15時30分
場 所	鎌倉市役所 本庁舎 4階 402会議室
出席委員	黒木委員、佐藤委員、實方委員、高橋委員、梨本委員、河合委員、中尾委員、渡辺委員
欠席委員	倉斗委員
出席した職員 の職氏名	岩岡教育長、佐々木教育文化財部長、茂木教育文化財部次長兼教育総務課長、下澤学校施設課長、萩原学校施設課施設担当担当係長、渡辺学校施設課施設担当主事
議 題	(1) 会長、副会長の選出について (2) 鎌倉市学校整備計画検討協議会の公開等に関する取扱要領について
そ の 他	(1) 鎌倉市学校整備計画の目的と経過について (2) 学校施設の現状等について (3) 今後の進め方について

事 務 局 (下澤課長)	(開会に当たり、協議会委員9名中8名の出席により、過半数である定足数に達していること、欠席委員から事前に連絡をいただいていることを報告)
事 務 局 (佐々木部長)	第1回鎌倉市学校整備計画検討協議会を開会します。 (会長選出までの間の議事を進行)
議題1 会長、副会長の選出について	
	委員の互選により、高橋会長、渡辺副会長を選出。
事 務 局 (下澤課長)	事務局から2点連絡 1点目はマイクの使用についてです。発言時はマイクの使用をお願いします。 2点目、会議の公開及び傍聴についてです。本日は、議題2「鎌倉市学校整備計画検討協議会の公開等に関する取扱要領について」において、当協議会における会議の公開等に関する取扱いを審議していただきます。今回配付している資料は、非公開とする部分はないと考えていますが、審議の後、判断していただきたいと思えます。 また、本日は、所掌事務である学校整備計画の策定に関する調査・審議はないので、傍聴者は募集していません。
高 橋 会 長	1点目、マイクの使用について協力をお願いします。2点目、会議の公開及び傍聴については事務局の説明のとおりとしたいですがいかがでしょうか。
全 委 員	(了承)
議題2 鎌倉市学校整備計画検討協議会の公開等に関する取扱要領について	

高橋会長	事務局から説明をお願いします。
事務局 (萩原係長)	<p>議案2「鎌倉市学校整備計画検討協議会の公開等に関する取扱要領について」を説明します。</p> <p>まず、資料4の「鎌倉市審議会等に関する指針」を御覧ください。</p> <p>法律又は条例に基づき設置される「審議会等」については、行政の透明性と公正性及び市民参加の一層の推進を図るとともに、審議会等を活性化するため、審議会等の運営に関し必要な事項を定めた「鎌倉市審議会等に関する指針」が定められています。</p> <p>しかし、会議の公開や傍聴、資料の取扱い、議事録の作成などについて、もう少し詳細な取決めが必要であると考えられることから、今回、当協議会の公開、傍聴、資料、議事録等の取扱いについて必要な事項を定めようとするものです。</p> <p>資料3「鎌倉市学校整備計画検討協議会の公開等に関する取扱要領について」を御覧ください。</p> <p>1では、この取扱要領を定める趣旨を規定します。</p> <p>2では、協議会の公開について規定します。</p> <p>(1) アからエに該当する場合を除き、当協議会は公開とします。</p> <p>非公開とする場合は、小中学校の現地視察を実施する場合や、新年度予算要求に向けた議論をする場合などが想定されます。</p> <p>非公開とする場合は、協議会の冒頭で、会長等が協議会に諮って決定することとします。</p> <p>3では、傍聴者の人数は、会場の定員等に応じて、事務局が定める旨を規定します。</p> <p>4では、協議会の開催日時などは、開催日の1週間前までに市広報紙等により公表する旨を規定します。</p> <p>5では、協議会の傍聴を希望する者は、事前に事務局にその旨を規定します。</p> <p>6では、傍聴の遵守事項を規定します。</p> <p>7では、傍聴者の入室及び退室について規定します。</p> <p>8では、資料の取扱いについて規定します。資料は、非公開情報が記載されている部分を除き、委員と同一の資料を傍聴者の閲覧に供するものとし、また、公開会議資料は、協議会終了後、傍聴者の請求に応じて提供するものとし、</p> <p>9では、議事録は、事務局が案を作成、出席した協議会委員に送付し確認を受け、必要な修正を行い、原則として次回協議会における承認をもって議事録として確定するものとし、また、議事録は、原則として発言者も含め全部公開としますが、「情報公開条例」に則るものとする旨を規定します。</p>

	<p>10では、この要領に定めるもののほか、必要な事項は会長が協議会に諮って定める旨を規定します。</p> <p>付則では、施行期日を規定します。</p> <p>議決をいただきましたら、即日施行といたします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
高橋会長	ただいまの説明について、質問等がありますか。
渡辺副会長	議事録は紙ベースで見れるようにするのでしょうか。それともホームページに掲載するのでしょうか
事務局 (下澤課長)	ホームページに掲載する予定です。
佐藤委員	ホームページに掲載するのであれば、SNSに掲載してもいいのでしょうか。
事務局 (下澤課長)	公開したものをSNSに掲載することは問題ないと認識しています。
高橋会長	<p>質疑及び意見を打ち切らせていただきます。</p> <p>これより、裁決を行います。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんでしょうか。</p>
全委員	(異議なし)
高橋会長	異議なしと認め、議案2は、原案のとおり可決されました。
その他(1) 鎌倉市学校整備計画の目的と経過について	
高橋会長	事務局から説明をお願いします。
事務局 (萩原係長)	<p>その他の(1)、「鎌倉市学校整備計画の目的と経過について」を説明します。</p> <p>資料5「鎌倉市学校整備計画の目的と経過について」を御覧ください。</p> <p>本市の公立小中学校は、昭和40年代から50年代に建築した建物が多く、日々の修繕等により、適切な教育環境の維持に努めていますが、全体的に老朽化が進んでいます。</p> <p>そのため、校舎や体育館などの老朽化対策や長寿命化を図るため、計画的な改修や改築が必要となっています。</p> <p>また、時代の流れにより、建築当時には想定していなかったいじめなどに関して個別面談ができる相談室、LGBTにも配慮した更衣室・休憩室の設置など、多様な教育環境的ニーズに応じるとともに、バリアフリーやユニバーサルデザインへの対応、地域とともにある学校づくりや、学校間の児童生徒数、学級数等のアンバランスや今後の人口減少を見据えた学校規模の適正化を図るための統廃合・学区再編等の検討が必要となっています。</p>

	<p>「鎌倉市学校整備計画」は、これらを踏まえ、後ほど御説明する「鎌倉市公共施設再編計画」を前提としつつ、学校の適正規模や適正配置などを総合的に判断しながら、今後、目指すべき学校施設の姿に求められる標準仕様や、校舎や体育館の改築や長寿命化改修、大規模改造を行う順番などの方向性等を具体的に示そうとするものです。</p> <p>計画期間は今後40年程度、対象施設は、全小中学校25校とします。</p> <p>これまでの検討経過としては、令和2年度に、「重点事業」と呼んでいる、市が特に重点的に取り組むべき事業において、令和5年度を目途として、「学校整備計画」の策定を位置付けました。</p> <p>また、令和3年3月には、基本計画や実施計画策定時等における関係課との協議・調整等に用いる基礎資料とするため、鎌倉市教育委員会の学校施設整備に係わる基本方針として、「鎌倉市学校施設長寿命化計画」を定めました。</p> <p>なお、「鎌倉市学校施設長寿命化計画」については、後ほど説明いたします。以上で説明を終わります。</p>
高橋会長	ただいまの説明について、質問等がありますか。
全委員	(特段意見等なし)
高橋会長	本件については、以上となります。
その他(2) 学校施設の現状等について	
高橋会長	事務局から説明をお願いします。
事務局 (萩原係長)	<p>その他の2、「学校施設の現状等について」説明します。</p> <p>まず、学校の配置や概要について説明します。</p> <p>常用資料の資料①「学校配置図」を御覧ください。</p> <p>小学校と中学校の配置場所を示しています。赤線は、五つの行政地域境です。</p> <p>次に、常用資料の資料②「学校の概要」を御覧ください。</p> <p>この資料は、小学校、中学校の順番に各校の案内図、校地・校舎・屋内運動場(体育館)面積、都市計画など土地利用に関するルール、校舎の配置、航空写真、災害リスクなどを記載しています。今回は各校の特筆すべき事項を説明します。</p> <p>まず小学校です。</p> <p>1ページ第一小学校は、海に近く、由比ガ浜海岸まで600m程度です。プールは併設しておらず、2,000m程度離れた場所にある坂の下の市営プールを利用しています。3ページの災害リスクでは、「津波浸水想定図」で、浸水深0.5mから3.0m未満と想定されています。</p> <p>4ページ第二小学校は、建物の高さの最高限度が8m以下である第2種風致地区内に位置しており、建築基準法に基づく許可により8mを超える</p>

校舎を建築しています。また、校舎と体育館は道路を介しており、歩道橋で接続しています。プールは、380m程度離れた場所に、第二中学校との共用として設置しています。6ページの災害リスクでは、敷地東側が土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域に指定されています。

7ページ御成小学校は、鎌倉駅西口から300m程度の場所に位置しています。敷地の東側に昭和8年に建築した登録有形文化財である旧講堂があります。プールは併設しておらず、2,200m程度離れた場所にある坂の下の市営プールを利用しています。9ページの災害リスクでは、「津波浸水想定図」で、浸水深0.5mから3.0m未満、南側で浸水深0.5m未満と想定されています。

10ページ稲村ヶ崎小学校は、建物の高さの最高限度が8m以下である第2種風致地区内に位置しており、建築基準法に基づく許可により8mを超える校舎を建築しています。また、校舎と体育館は道路を介しており、同じく許可を得て渡り廊下で接続しています。南側の校舎が建っている校舎敷地と西側の運動場が借地です。プールは併設しておらず、1,000m程度離れた場所にある坂の下の市営プールを利用しています。12ページの災害リスクでは、敷地東側が土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域に指定されています。

13ページ腰越小学校は、建物の高さの最高限度が8m以下である第2種風致地区内に位置しており、建築基準法に基づく許可により8mを超える校舎を建築しています。プールは130m程度離れた場所に設置しています。15ページの災害リスクでは、プール西側が土砂災害特別警戒区域、プール南側が急傾斜地崩壊危険区域に指定されています。

16ページ深沢小学校は、750m程度離れた場所に、富士塚小学校との共用プールを設置しています。18ページの災害リスクでは、体育館の南側が、最大規模の「洪水浸水想定区域」で浸水深0.5mから3.0m未満に想定されています。また、校舎の北側で土砂災害特別警戒区域に指定されています。

19ページ小坂小学校は、道路をはさんだ場所にプールを設置しています。21ページの災害リスクでは、プール南側が土砂災害特別警戒区域に指定されています。

22ページ玉縄小学校は、400m程度離れた場所に、玉縄中学校との共用プールを設置しています。24ページ災害リスクでは、学校用地全域が最大規模の「洪水浸水想定区域」で浸水深0.5mから3.0m未満、一部3.0mから5.0mに想定されています。

25ページ大船小学校は、学校用地内にプールを設置しています。27ページ災害リスクでは、学校用地全域が最大規模の「洪水浸水想定区域」で浸水深3.0mから5.0m、一部0.5mから3.0m未満に想定されています。

28 ページ山崎小学校は、プールは併設しておらず、600m程度離れた場所にあるこもれび山崎温水プールを利用しています。30 ページの災害リスクでは、運動場の北側と校舎東側が土砂災害特別警戒区域に指定されています。

31 ページ今泉小学校は、学校用地内にプールを設置しています。36 ページの災害リスクでは、運動場の北側と校舎東側が土砂災害特別警戒区域に指定されています。

34 ページ西鎌倉小学校は、500m程度離れた場所に手広中学校との共用プールを設置しています。特筆すべき事項はありません。

37 ページ七里ガ浜小学校は、学校用地内にプールを設置しています。39 ページの災害リスクでは、運動場の西側が土砂災害特別警戒区域に指定されています。

40 ページの富士塚小学校は、400m程度離れた場所に深沢小学校との共用プールを設置しています。運動場の一部（134 m²）が借地です。

43 ページの関谷小学校は、学校用地内にプールを設置しています。45 ページの災害リスクでは、運動場の南側が土砂災害警戒区域に指定されています。

46 ページの植木小学校は、プールを設置しておらず、800m程度離れた場所に玉縄小学校・玉縄中学校の共用プールを利用しています。48 ページの災害リスクでは、学校用地の北側と東側が土砂災害特別警戒区域に指定されています。

次に中学校です。

49 ページの第一中学校は、建物の高さの最高限度が8 m以下である第2種風致地区内に位置しており、建築基準法に基づく許可により8 mを超える校舎を建築しています。プールは設置しておらず、授業は実施していません。51 ページの災害リスクでは、学校用地の北側と南側が土砂災害警戒区域に指定されています。

52 ページの第二中学校は、建物の高さの最高限度が8 m以下である第2種風致地区内に位置しており、建築基準法に基づく許可により8 mを超える校舎を建築しています。1,000m程度離れた場所に第二小学校との共用プールを設置していますが、授業は実施していません。54 ページの災害リスクでは、校舎の北側、東側、西側が土砂災害特別警戒区域に指定されています。

55 ページの御成中学校は、建物の高さの最高限度が8 m以下である第2種風致地区内に位置しており、建築基準法に基づく許可により8 mを超える校舎を建築しています。プールは設置しておらず、授業は実施していません。57 ページの災害リスクでは、学校用地の周りが土砂災害警戒区域に指定されています。

58 ページの腰越中学校は、学校用地内にプールを設置しています。60 ページの災害リスクでは、「津波浸水想定図」で、校舎部分が浸水深 0.5m 未満、運動場部分が 0.5m から 3.0m 未満と想定されています。また、校庭の東側が最大規模の「洪水浸水想定区域」で浸水深 0.5m 未満、河岸浸食と想定されています。さらに、校庭の東側が内水氾濫浸水想定区域とされています。

61 ページ深沢中学校は、学校用地内にプールを設置しています。63 ページの災害リスクでは、体育館の東側と運動場の南側が土砂災害警戒区域に指定されています。

64 ページの大船中学校は、スポーツ棟の屋上にプールを設置しています。66 ページ災害リスクでは、学校用地全域が最大規模の「洪水浸水想定区域」で浸水深 0.5m から 3.0m 未満と想定されています。また、学校用地の北側の一部が内水氾濫浸水想定区域とされています。

67 ページの玉縄中学校は、校舎と体育館は道路を介しており、歩道橋や渡り廊下による接続はありません。600m 程度離れた場所に玉縄小学校との共用プールを設置していますが、授業は実施していません。69 ページ災害リスクでは、学校用地全域が最大規模の「洪水浸水想定区域」で浸水深 0.5 m から 3.0m 未満、計画規模の「洪水浸水想定区域」で学校用地の周囲が浸水深 0.5m と想定されています。また、テニスコートが内水氾濫浸水想定区域とされています。

70 ページの岩瀬中学校は、建物の高さの最高限度が 10m 以下である第一種低層住居専用地域内に位置しており、建築基準法に基づく許可により 10 m を超える校舎を建築しています。プールは設置しておらず、授業は実施していません。72 ページの災害リスクでは、体育館の南側が土砂災害警戒区域に指定されています。

73 ページの手広中学校は、学校用地内に西鎌倉小学校との共用プールを設置していますが、授業は実施していません。75 ページの災害リスクでは、校舎の南側が土砂災害警戒区域に指定されています。

以上で、資料②「学校の概要」の説明を終わります。

次に、常用資料の資料③「小学校通学区域概略図」、資料④「中学校通学区域概略図」を御覧ください。これらは、いわゆる学区を示した図になります。右下にスケールバーを記載しているので、距離感が掴めると思いますが、

次に、「鎌倉市学校施設長寿命化計画」について説明いたします。

常用資料の資料⑤「鎌倉市学校施設長寿命化計画」を御覧ください。

少し長くなりますが、あらかじめご了承ください。

まず、本計画の位置付けについて説明いたします。

平成 25 年 11 月、「インフラ長寿命化基本計画」が策定され、政府全体として、国民の安全・安心を確保し、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図る方向性が打ち出されました。

各地方公共団体においても、「インフラ長寿命化基本計画」に基づき、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにする計画として、「インフラ長寿命化計画」（公共施設等総合管理計画）を策定するとともに、個別施設毎の具体的な対応方針を定める計画として「個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）」を策定することが求められることとなりました。

これに基づき本市では、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための「鎌倉市公共施設等総合管理計画」を平成 28 年 3 月に策定し、教育委員会では、学校施設の個別施設計画（長寿命化計画）の策定に向けた取組を進め、令和 3 年 3 月に「鎌倉市学校施設長寿命化計画」を策定したものです。

資料の 1 ページを御覧ください。

「1 背景・目的等」では、本計画の前提として、学校施設の置かれている現状や実態を明示するとともに、目的、計画期間等を記載しています。

目的では、教育委員会における学校施設の整備に係わる基本方針として、市の基本計画や実施計画を策定する過程において、関係課との協議・調整を行うための基礎資料としての活用や、令和 5 年度を目途に策定作業を進めている「学校整備計画」の基礎データとすることを記載しています。

2 ページから 4 ページを御覧ください。

「2 学校施設の目指すべき姿」では、安全性、快適性、学習活動への適応性、環境への適応性及び地域の拠点化の観点から、学校施設として目指すべき姿を記載しています。

5 ページから 10 ページを御覧ください。

「3 学校施設の実態」では、対象施設の一覧や児童生徒数及び学級数の変化、学校の配置状況を記載しています。

資料⑧「児童数・生徒数比較表」は、令和 4 年度の児童・生徒数と令和 5 年度の推計児童・生徒数を比較したものとなりますので、御参照ください。

11 ページでは、学校施設に係る直近 5 年分のコスト状況を記載しています。また、本市の公共建築物の面積に占める学校の面積を記載しています。

12 ページでは、学校施設の保有状況として、築 30 年以上経過した建物が 14.4 万㎡ (86%) を占めており、そのうち、築 40 年以上経過した建物は 7.4 万㎡ (44%)、築 50 年以上経過した建物は 2.2 万㎡ (13%) であり、老朽化が進んでいることを記載しています。

13 ページを御覧ください。

建築後 40 年間で改築する従来型の修繕、改修を続けた場合の今後 40 年間のコストを記載しています。

今後 40 年間のコストの総額は 906 億円、年 22.6 億円で、直近 5 年間のコスト年 19.3 億円を上回ります。

14 ページから 18 ページ御覧ください。

「(2) 学校施設の老朽化状況の実態」では、平成 29 年度から 30 年度にかけて、第二中学校及び大船中学校を除く 23 校で実施した、構造躯体の健全性の評価及び構造躯体以外の劣化状況等の調査結果・評価を記載しています。

19 ページを御覧ください。

20 ページから 22 ページの長寿命化型における改修時期一覧等に基づき、改築中心の従来型から長寿命化により建物の目標使用年数を 80 年とする長寿命化型に移行した場合の今後 40 年間のコストを記載しています。

今後 40 年間のコストは 891 億円、年 22.0 億円となり、先ほど説明した従来型の場合の 906 億円、年 22.6 億円より総額で 15 億円、年 0.6 億円の約 1.6%縮減となります。しかし、計画期間の前半は長寿命化改修が、後半は改築が集中することもあり、40 年間の平均コストは、直近 5 年間のコスト年 19.3 億円の約 1.2 倍を要するため、単に長寿命化型に移行するだけでは、コストの低減化は困難であることを記載しています。

23 ページから 24 ページを御覧ください。

「4 学校施設整備の基本的な方針」では、現在策定中の「鎌倉市立小・中学校の適正規模・適正配置の基本的考え方」に基づき、学区や規模、配置の適正化を進めることや、「公共施設再編計画」に基づき、小学校の改築の際は、子どもの家・子ども会館の複合化を前提とした改修等の基本的な方針を示しました。

方針では、長寿命化によるメリットは大きいと考えられることから、長寿命化改修が可能な学校施設は長寿命化することを前提とするが、本市の学校施設は、既に建築後 50 年を超過している建物もあることから、長寿命化改修を選択するのか、経済性や教育機能上の観点なども踏まえ、改築を選択するのかについては、「学校整備計画」の策定過程において、総合的に判断していくことを記載しています。

25 ページを御覧ください。

「5 基本的な方針等を踏まえた施設整備の水準等」では、長寿命化改修の実施に当たって配慮する項目や、「学校整備計画」の策定過程において、改築や長寿命化改修における学校施設の標準仕様も検討することを記載しています。

また、26 ページから 27 ページでは、維持管理のために実施する点検等を記載しています。

28 ページから 29 ページを御覧ください。

「6 学校施設整備の実施計画」では、目標使用年数（80 年）を前提とし、大規模改造、長寿命化改修、改築の周期に加え、各種点検等の結果も踏まえた優先順位付けを行い、計画的な改修等に努めることや、学校施設の改築については、築年数の古い順に行うことを基本とするが、単に最古の校舎の築年数を捉えるのではなく、施設全体を総合的に判断することを記載しています。

また、第4期基本計画実施計画重点事業計画表を記載しています。

30 ページでは、コストの削減について記載しています。

31 ページを御覧ください。

「7 整備計画の継続的運用方針」では、本計画を適切に実施していくために、システムを活用していくことや、推進体制等を整備していくことを記載しています。

以上が、「鎌倉市学校施設長寿命化計画」の概要となります。

次に、「鎌倉市学校施設老朽化状況調査」について、説明いたします。

常用資料の資料⑥「鎌倉市学校施設老朽化状況調査業務 報告書（抜粋）」を御覧ください。

学校施設老朽化状況調査は、老朽化が進む学校施設について、建物ごとに構造躯体の健全性と躯体以外の劣化状況の把握を行い、今後使用可能な期間や長寿命化改修の可否などを検討するための基礎資料として、平成 29 年度から 2 年度にわたり実施したものです。

調査対象は、小中学校全 25 校のうち、平成 22 年度に改築した第二中学校と平成 28 年度に改築した大船中学校を除く、23 校の校舎や体育館です。

資料の 4 ページから 6 ページを御覧ください。

調査は、構造躯体の健全性を判定するために、コンクリート強度調査、コンクリートの中性化試験、鉄筋調査を、躯体以外の劣化状況を把握するために、外観目視調査を行いました。

資料の 14 ページから 16 ページを御覧ください。

コンクリート強度調査は、コンクリートの圧縮強度を測るもので、圧縮強度の基準値を満たし、長寿命化が可能と判断された学校は 21 校あり、構造躯体の健全性、長寿命化判定の計算上の区分欄に「長寿命」と記載しています。

今回の調査により判定結果を「再調査」と記載している 2 校については、長寿命化改修を検討する際には、調査の位置や箇所数を変更して、再度調査を実施する必要があります。

資料の 17 ページから 19 ページを御覧ください。

そのほかに行った、鉄筋の腐食やコンクリートの劣化に繋がるコンクリートの中酸化や鉄筋の調査では、緊急的な措置が必要な、著しい劣化は見られませんでした。

資料は、14 ページから 16 ページに戻りまして、躯体以外の劣化状況を把握する外観目視調査では、屋上や外壁のひび割れ、塗装のはがれなどの劣化を確認しました。

以上で「鎌倉市学校施設老朽化状況調査」の説明を終わります。

次に、「鎌倉市公共施設再編計画」について、説明いたします。

常用資料の資料⑨「鎌倉市公共施設再編計画（ダイジェスト版）」を御覧ください。

「公共施設再編計画」は、本市における昭和 30 年代から 40 年代にかけて行われた大規模な宅地開発により、集中的な人口増加に合わせて整備が行われてきた公共施設の老朽化が進行しており、今後更に老朽化に伴う維持管理・建替え費用の増大が見込まれていますが、見通しの厳しい財政状況にあって、全ての公共施設に係る維持管理や建物の更新に係る多額の費用を確保することは難しい状況にあり、公共施設全体の最適化を図ることが求められていたことから、こうした課題の解決に向け、財政面だけではなく、本市の将来人口推計が減少傾向となっていること、市民ニーズの多様性や利便性の問題等から利用率が低くなっている公共施設もあるといった現状を踏まえ、公共施設のあり方そのものを見直したものです。

再編計画では、公共施設の規模や配置の再編と公共施設の維持管理方法の考え方を示しています。

資料の 7 ページを御覧ください。

公共施設の再編方針では、(2) の 5 つの取組方針を掲げており、これらの方針を踏まえ、「地域拠点校」を整備するという方向性を示しています。

資料は 12 ページにまいりまして、上にある 5 つの行政地域で検討する地域拠点校のイメージを御覧ください。

「地域拠点校」は、学校教育施設との管理区分を明確に分離した上で、近隣の子育て関連施設、老人福祉、図書館、支所（地域活動支援）、生涯学習等の機能を集約し、地域コミュニティの拠点としてのサービス向上を図ろうとするものです。

資料は 17 ページにまいりまして、学校施設の再編方針です。

上二つの黒菱形は、ただいま説明した「地域拠点校」の関係になります。

三つ目は地域開放の継続について、四つ目はプールについて、五つ目は統廃合の検討について、方針が示されています。

下にまいりまして、短期、中期、長期の再編内容が示されています。現在、平成でいうと 34 年、中期の段階ですが、大船中学校の建替えは実現し

	<p>ましたが、地域拠点校選定の検討やプール、建替え等に係る優先順位の検討などは、計画どおりに進捗していない状況です。</p> <p>次に、「地域拠点校の考え方」について説明いたします。</p> <p>常用資料の資料⑩「地域拠点校の考え方」を御覧ください。</p> <p>「地域拠点校の考え方」は、ただいま説明した「公共施設再編計画」における「各行政地域内に1校を選定し、教育環境の維持向上や安全性に配慮した上で地域活動支援機能等を統合した地域拠点校として整備する。」という再編方針に基づいて、地域拠点校選定の考え方を策定し、優先的に検討していく学校を定めたものです。</p> <p>選定に当たっては、地域拠点校として整備する際に重要と考えられる条件を評価条件として、「敷地活用・周辺環境」、「利便性」、「安全性」、「その他」の4つに分類し、それぞれを評価して優先的に検討していく学校を定めています。</p> <p>資料の44ページを御覧ください。</p> <p>鎌倉地域では「御成小学校」を、資料は45ページにまいりまして、腰越地域では「腰越中学校」を、深沢地域では「深沢小学校」を、大船地域では「大船小学校」を、資料は45ページにまいりまして、玉縄地域では「玉縄中学校」を優先的に検討していく学校としています。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>なお、常用資料には、資料⑦「令和4年度（2022年度）学校教育要覧」を御用意しています。本市の学校教育に関する大要をまとめておりますので、御参照いただければと思います。</p> <p>また、資料⑪「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について（概要）」、資料⑫「これからの特別支援教育を支える学校施設の在り方について（概要）」を御用意しています。</p> <p>これは、文部科学省が1人1台端末環境のもと、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実等に向け、新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方及び推進方策について有識者会議において議論を進め、報告書として取りまとめたものになります。今後、議論をしていただく中で御紹介したいと考えています。なお、この有識者会議には、高橋会長と本日欠席されている倉斗委員が参加されておりますので、今後、機会を捉えて、お話を伺えればと考えております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
高橋会長	ただいまの説明について、質問等がありますか。
梨本委員	<p>2点確認です。</p> <p>1点目は、災害リスクの説明を頂き、多くの学校で災害リスクがあることを理解しました。土砂災害警戒区域が含まれている学校は、対応を検討していくということでしょうか。</p>

	<p>2点目は、常用資料の資料②「学校の概要」P61の深沢中学校で「周知の埋蔵文化財包蔵地」はありとなっていますが、P63に記載がないのはなぜでしょうか。</p>
事務局 (下澤課長)	<p>1点目について、黄色は土砂災害が発生したときに住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域です。また、赤色は建築物の損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域です。例えば、第二小学校の敷地は赤色になっているため、土石の力に耐える擁壁をつくったり、赤色の区域を避けたりしないと建替えもできません。</p> <p>2点目については確認します。</p>
高橋会長	<p>県の資料を見ましたが、三浦半島は赤いところが多い印象でした。これは最近県で指定したものでしょうか。</p>
事務局 (下澤課長)	<p>令和3年に指定されたものだと記憶しています。</p>
事務局 (岩岡教育長)	<p>改築、長寿命化改修、大規模改造という言葉が出てきたので補足させていただきます。</p> <p>改築は建物の一部又は全部を壊して、新しいものに建て替えることです。昔は壊して新しいものを建てるサイクルでしたが、現在、国は長寿命化改修を奨めています。40年で改築していたものを改修し、耐用年数を80年程度とするための長寿命化改修を原則とするのが、国の方針です。大規模改造は20年に1度、建物の大規模なメンテナンスを行うことです。</p> <p>長寿命化計画のところで人口の説明があったので、本市の人口について言及しますと、現在、約17万2千人で、昭和55年時も約17万2千人です。人口数は変わりませんが児童、生徒の数が減っているという現状です。</p>
渡辺副会長	<p>教育長から過去の児童生徒の推移の話がでましたが、今後の推計が必要だと思います。そのような資料を用意してほしいと思います。</p>
事務局 (下澤課長)	<p>委託業務の中で今後40年の推計を依頼しています。成果が上がり次第、お示ししたいと思います。</p>
高橋会長	<p>児童生徒が増えたから学校を建設してきたという経過はありますが、今回の整備計画を考えていく中で、そのようなことはありません。小学校の通学区域図を見ると学校から2km離れている児童も見受けられますが、全国各地同様、児童生徒が減ったときは、統合なども考える必要があります。</p>
梨本委員	<p>文化財的に残した方がよい建物はありますか。</p>
事務局 (下澤課長)	<p>御成小学校の旧講堂が登録有形文化財となっており、令和6、7年に改修を予定しています。</p>
高橋会長	<p>1か所ということでしょうか。</p>
事務局	<p>そのとおりです。</p>

(下澤課長)	
高橋会長	学校複合化、地域拠点校もここで決めていくのでしょうか。
事務局 (下澤課長)	市としては地域拠点校を整備していく方針です。決定するのは市ですが、これらを踏まえて検討することになります。
高橋会長	本件については、以上となります。
その他(3) 今後の進め方について	
高橋会長	事務局から説明をお願いします。
事務局 (萩原係長)	<p>その他の3、「今後の進め方について」説明いたします。</p> <p>資料6「今後の進め方について」の1ページを御覧ください</p> <p>「学校整備計画」の検討に当たっては、当協議会において、幅広い議論をしていただくことを予定しております。併せて、庁内においても、関係する課かいにおいて、検討を進めます。</p> <p>また、四角で囲んだ「学校整備計画」の検討に必要となる、「既存不適格建築物の確認」、「施設整備における検討事項の整理」、「児童生徒数及び学級数の推計」、「施設整備の実施計画」の支援業務を委託しています。</p> <p>資料は2ページにまいりまして、今後は、支援業務の成果等を紹介しながら、「適正規模・適正配置の考え方」、「新しい時代の学びを見据えた学校施設の目指すべき姿」、「学校施設の標準仕様」、「施設整備の進め方」、「地域での議論のあり方」、「緊急を要する学校施設について」などについて、幅広い議論をしていただきたいと思いますと考えています。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
高橋会長	ただいまの説明について、質問等がありますか。
全委員	(特段意見等なし)
高橋会長	<p>本件については、以上とします。</p> <p>以上で本日の日程は全て終了しました。これをもちまして、本日の鎌倉市学校整備計画検討協議会を終了します。</p>